1 議 事 日 程

[令和元年太宰府市議会 総務文教常任委員会]

令和元年9月5日 午前 10 時 00 分 於 全員協議会室

日程第1 議案第58号 太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制 定について

日程第2 議案第59号 太宰府市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部を改 正する条例について

日程第3 議案第60号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する 条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第65号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

日程第5 意見書第3号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである(6名)

 委員長
 門田直樹議員
 副委員長神武 綾議員

 委員長谷川公成議員
 委員原田久美子議員

 # 徳永洋介議員
 # 柳原荘一郎議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

総務部長	石	田	宏	$\vec{-}$	教 育	部 長	江	П	尋	信
総務部理事	Щ	浦	剛미	志	総務部	部 理 事	五.	味	俊ス	大郎
議会事務局長	冏	部	宏	亮		課長併	JII	谷		豊
社会教育課長	木	村	幸仁	志分	経営企	:画課長	髙	原		清
学校教育課長	鳥	餇		太	文書情	報課長	山	П	辰	男
文化財課長	城	戸	康	利	管 財	課 長	柴	田	義	則
文化学習課長兼 中央公民館担当課長兼 市民図書館担当課長	百	田	繁	俊	防災安	全課長	齋	藤	実責	貴男
文化学習課参事	寺	崎	嘉	典	地域コミュ	ニティ課長	藤	井	泰	人
スポーツ課長	安	恒	洋	_	監査委員	事務局長	福	嶋		浩
会 計 課 長	小	島	俊	治	議事	課長	吉	開	恭	_

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(1名)

書 記 岡本和大

開会 午前10時00分

~~~~~~

○委員長(門田直樹委員) おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○委員長(門田直樹委員) お諮りします。

日程第1、議案第58号「太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について」及び日程第2、議案第59号「太宰府市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例について」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(川谷 豊) 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第58号、議案第59号を一括してご説明申し上げます。

まず、議案第58号「太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について」は議案書21ページから31ページ、議案第59号「太宰府市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例について」は議案書32ページから37ページ、条例改正新旧対照表は1ページから9ページでございます。

なお、法律の適用を含め、説明内容が多岐にわたりますため、お手元に概要をまとめた資料を用意いたしております。右肩に資料1と書かれた資料、こちらを用いて説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、冒頭に記載しております今回の議案2件の概要でございますが、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の令和2年4月1日の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、その勤務条件等を規定するための条例を制定するとともに、関係する条例の一部を改正する等の整備を図るものでございます。

1の太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例、議案第58号分でございますが、会計年度任用職員とは、一の会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、本市の非常勤職員等は原則として本制度へ移行することとなります。

(1)の移行の概要でございます。現行の任用形態では、臨時的任用職員及び特別職非常勤職

員の2つの制度でございますが、来年度からはこれらの多くが新たに創設されます会計年度任 用職員に移行することになります。なお、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員につきまして は、それぞれ対象となる者の要件が厳格化されておりまして、任用根拠の適正化が図られてお ります。

また、会計年度任用職員は、標準的な業務の量に応じ、①パートタイム会計年度任用職員と ②フルタイム会計年度任用職員に分かれます。

(2)の会計年度任用職員の給与、勤務条件等をごらんください。条例で定めます給与等の内容でございます。まず、①のパートタイム会計年度任用職員でございますが、主に現行の臨時職員となりますが、報酬につきましては業種に応じ、月額、日額または時間で定める報酬、費用弁償、各手当のほか、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員につきましては、期末手当相当額の報酬の支給を定めております。

勤務時間につきましては、1週間当たり常勤職員の勤務時間未満の者となっております。保険等につきましては、社会保険に加入いたします。このほか、人事評価の対象でありまして、採用から1カ月間は条件つき採用期間とすることとなります。

②のフルタイム会計年度任用職員でございますが、主に現行の嘱託職員となりますが、給与につきましては基本給のほか、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、また常時勤務日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者については、退職手当を支給することとなります。

勤務時間につきましては、正職員と同じ勤務時間となっております。保険等につきましては、当初は社会保険に加入いたしますが、定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者は、職員共済組合に加入することになります。休暇等につきましては、労働基準法に規定される各休暇が付与されることになります。人事評価、条件つき採用につきましては、パートタイム会計年度任用職員と同様でございます。

次に、右ページ(3)の任用条件等につきましてご説明申し上げます。

- ①任用につきましては、競争試験または選考によるものとされておりまして、本市では面接 試験による採用を想定いたしております。
- ②の服務につきましては、新地方公務員法上の各規定が適用されますことから、正職員同様 の義務や制限等が課せられるということになります。
- ③の任用期間につきましては、一会計年度内とされ、年度ごとに適切に募集を行う必要がご ざいます。
- ④で募集及び採用時における条件につきまして、年齢制限を設けることはできないこととなっております。

また、⑤の研修、災害時の対応等につきましては、正職員同様に参加するものとなります。 次に、参考としまして、会計年度任用職員以外の臨時的任用職員、特別職非常勤職員につき まして記載をさせていただいております。先ほど申し上げましたとおり、それぞれ対象となる 者の要件が厳格化されておりまして、任用根拠の適正化が図られておるところであります。

続きまして、2の太宰府市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第59号分について説明いたします。

この条例につきましては、先ほど説明いたしました太宰府市会計年度任用職員の給与、費用 弁償及び旅費に関する条例の制定に伴い、関係する10件の条例それぞれ一部を改正する必要が 生じたため、この10の条例の条文の整理等を一括して行うための条例を上程するものでござい ます。

最後になりますが、増大、多様化する行政需要に対しまして、非正規職員も増加してきた中、この会計年度任用職員制度の創設につきましては、公務の担い手としての非正規職員の適正な任用を確保するためのものとなっております。本市といたしましても、近年特に専門職等の一部の職種におきまして人材の確保に苦慮しておりますので、給与水準や任用条件等につきましては、筑紫地区各市との均衡を考慮しながら、必要な人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第58号に対して質疑はありませんか。

長谷川委員。

- ○委員(長谷川公成委員) 議案第58号の議案書31ページなんですけれども、この職務の級というのがあるんですね。2級、相当な知識または経験を必要とする業務を行う会計年度任用職員の職務、これは1級と2級の職の違いで級が分かれているということですかね。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) 1級につきましては、会計年度任用職員の職務ということで、事務補助、用務員、調理員ほかを想定いたしております。2級につきましては、困難な業務を行う会計年度任用職員の職務として、有資格者、例えば保育士とか保健師、看護師、栄養士、助産師、介護支援専門員、社会福祉士等を想定いたしておるところであります。以上です。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

徳永委員。

- **〇委員(徳永洋介委員)** 今、太宰府市、本市においてこの臨時職員、嘱託職員の人数はどれぐらいいらっしゃるんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- 〇総務課長(川谷 豊) 7月1日現在でございますが、嘱託職員139名、臨時職員99名、合計 238名が在籍しております。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

神武副委員長。

- **○副委員長(神武 綾委員)** 済みません、今数字おっしゃいましたけれども、238人と正規雇用 との割合をちょっと教えていただいていいですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) 正職員が384名でございますので、非正規職員の割合は約38%となって おります。

以上です。

- 〇委員長(門田直樹委員) 神武副委員長。
- **○副委員長(神武 綾委員)** この制度が導入されることによって費用負担が出ると思うんですけれども、額としてはどのくらい見込まれるのか。その負担は自治体が持たれるのか、国からの補助があるのかということを教えていただきたいんですけれども。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) 費用負担についてでございますが、予算の詳細につきましては、詳しくは3月定例会においてご提示をさせていただきますが、今回ボーナスの支給等かなりの増額が見込まれるところでございます。人件費の抑制に向けましては、さまざまな民間委託の推進等を進めまして、一層効率的な体制を目指してまいりたいと考えております。

なお、国等の補助につきましては、今のところ通知等はあっておらない状況でございます。 以上です。

- 〇委員長(門田直樹委員) 神武副委員長。
- **○副委員長(神武 綾委員)** でしたら、3月予算に出てくるということですけれども、今のところの試算はまだ出てないということでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) 内部的な試算は持っておりますが、まだ外に出すような段階ではないかなと思っております。

以上です。

O委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

神武副委員長。

○副委員長(神武 綾委員) あと、採用についてなんですけれども、これまで臨時、それから嘱託等について、働きたいというような登録制度になっていたと思うんですけれども、その登録を一旦されて、市のほうの募集が出たときに優先してというか、そこから面接などをして配属を決めていたと思うんですけれども、資格がなくても、例えばですね、支援員さんとかだと資格がなくても、一旦登録をしたら、その中から働きませんかというような打診があって、面接を受けて採用されるというような流れがあったと思うんですけれども、一定の資格とかという

のは、さっき有資格者、保育士さんとか、あと社会福祉士さんとかは要るというようなことは ありましたけれども、そういう点での教員免許が必要だとかというようなそういうところの資 格は今後つけられるのか、そういうのは必要になってくるのかというところを教えていただき たいんですけれども。

- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) 有資格者の採用について、登録制でいいのかということでございますね。現在登録制にしておりますが、担当課で雇用をするのか、総務課において登録をして雇用を進めるのかについては、両方とも認められたことでございますので、今後人材確保についてどちらがふさわしいのか検討していきたいというふうに思っております。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

徳永委員。

- **〇委員(徳永洋介委員)** 面接を受けて1年間の契約というのが基本だということなんですけれど も、それは本人の希望があれば、1年、2年、3年とずっと継続することは可能なんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) 会計年度任用職員の任期は、一の会計年度であるため、複数年度の任用、更新という概念はございませんで、再度の任用ということになります。再度の任用に当たっては、回数の制限等はございませんが、平等扱いの原則、成績主義等を踏まえ、任期ごとの公募、そして能力実証を行っていくということになると思います。

以上です。

- 〇委員長(門田直樹委員) 徳永委員。
- **〇委員(徳永洋介委員)** その再度任用された場合に、給与は上がるんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) 昇給についてでございますが、前年度に引き続き再度任用された会計年度任用職員につきましては、前年度号給から昇給させることで検討をいたしております。ただし、2カ年の昇給を限度とする方向で職員団体と協議をしておるという状況でございます。以上です。
- 〇委員長(門田直樹委員) 徳永委員。
- ○委員(徳永洋介委員) 3カ年じゃなくて2カ年ですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- **〇総務課長(川谷 豊)** 2回の昇給、2カ年の昇給で、通算3カ年ということになります。
- 〇委員長(門田直樹委員) 徳永委員。
- **〇委員(徳永洋介委員)** 先ほどちょっと言われましたけれども、その会計年度職員の給与に筑紫 地区が差が出るということはないんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。

- ○総務課長(川谷 豊) 給与水準につきましては、筑紫地区各市、現在職員団体との交渉中でございまして、確定はいたしておりませんが、先ほど来申し上げましたとおり、各市との均衡を図りながら必要な人員の確保に努めてまいりたいと思っております。
 以上です。
- 〇委員長(門田直樹委員) 徳永委員。
- **○委員(徳永洋介委員)** やはり給与を同一労働同一賃金ということで、これはいいことだと思う んですけれども、その分増額すると。そうなったとき、今の嘱託職員数が4月以降減るという ようなことはありますか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) 先ほど来申し上げましたとおり、ちょっと一般財源が増える見込みでございますので、厳正に考査はいたしますけれども、今のところは同水準で移行するものというふうに想定をいたしております。

以上です。

- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。
- 〇委員(徳永洋介委員) はい。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。ちょっと、ほんなら私から1点。

今日初めて詳細な資料をいただいて、ああ、こういう感じかと思うんですけれども、雇われる側からすると、人生設計という観点からはメリット、デメリットあると思うんですが、要はこういう形でいったとして、うちの外郭団体に対して何かこういった感じが準用されるような何か影響というか、こことちょっと違うんだけれども、お考えがあるなら聞かせてください。 総務課長。

- ○総務課長(川谷 豊) 外郭団体の雇用につきましては、基本的には市に準ずるというところが 多いように伺っておりますが、今のところまだ未定というふうに聞いております。 以上です。
- ○委員長(門田直樹委員) はい、わかりました。 よろしいですね。

神武副委員長。

○副委員長(神武 綾委員) 済みません、最後に。さっきの説明の中で、(3)の任用条件の中に、5番目に研修、災害時対応等については正職同様に参加というふうになっているんですけれども、これまで臨時職員さんとか嘱託職員さんは、こういう災害時は出られてなかったのではないかと思うんですけれども、これが実際には対応に参加するということになれば、研修等も必要になってくるということになるのかということと、あと実際に避難所を開設したときに、職員さんが2人とか3人とか交代で来られていて、見守っていただいているんですけれども、そういうところにこういう方たちも一緒に入ってくるというふうなことになるんでしょうか。

- 〇委員長(門田直樹委員) 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) 先ほど徳永委員さんもおっしゃいましたとおり、同一賃金同一労働というのが基本でございますので、基本的には職員と同じ位置づけの労働をしていただくということになりますので、必要な研修を受けていただきながら、職員と同等の業務に当たっていただくということになります。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) それでは次に、議案第59号に対して質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第58号について討論はありませんか。

徳永委員。

- ○委員(徳永洋介委員) 先ほども言ったように同一労働同一賃金ということでおりてきたことなので、給与的にも正規職員の方と差がない。基本的に差がなくなってきたと思うんですよね。だから、専門職の方に関しては、やはり1年、2年、3年、また振り出しとかそういうのでなくて、もう正規職員という形をできるだけ、やっぱり市民サービスということを考えると、そのたびによその自治体に行ったり、太宰府市に保育士の方とかいろいろな専門職の方がなかなか集まらないということのほうが、市民サービス上どうかと思うので、できるだけより市民サービス向上するように、計画的な採用をお願いしたいと思います。
- 〇委員長(門田直樹委員) で。
- 〇委員(徳永洋介委員) **賛成です**。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第58号「太宰府市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時20分〉

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第59号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第59号「太宰府市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例等の一部を 改正する条例について」については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時20分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第3 議案第60号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関 する条例の一部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第3、議案第60号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限 及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

防災安全課長。

〇防災安全課長(齋藤実貴男) 議案第60号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は38、39ページ、条例改正新旧対照表は10ページ、11ページになります。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)が本年6月14日に公布されたことに伴い、消防団員の欠格事項の見直し及び暴力団関係の欠格事項の明確化のため、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表で改正内容を説明します。条例改正新旧対照表10ページ、11ページをごらんください。

まず、第4条の欠格事項から成年被後見人または被保佐人の項目を削除するとともに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を欠格事項に加えることとし、関連します第5条第2項第1号の改正を行っています。

また、第2条につきましては、「消防団長」を消防団の階級名称の「団長」に、第3条、第4条につきましては、階級名称の「団員」を総称の「消防団員」へ改正いたします。

以上、説明を終わります。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

原田委員。

○委員(原田久美子委員) 新旧対照表の中からですけれども、現行は「消防団長」、改正案は「団長」、これはいいんですけれども、その第3条にあります改正案はもう「消防団長」では

なくて、「団長は」というになりませんか。それとか、「消防団長」というのは、もう「消防」を消すのであれば、「消防団長」というところには「消防」というのはもう入れない、改正では入れないのではないかと思います。

それと、団員の中の下のほうにあるんですけれども、第4条、「団員」が「消防団員」になるということになっているんですけれども、表第2条では「団員」になっているので、これも 「消防団員」になるのではないかと思うんですけれども。

- 〇委員長(門田直樹委員) 防災安全課長。
- ○防災安全課長(齋藤実貴男) 実は、今回このように文言の整理もしておるんですけれども、このあくまでも第2条は、いわゆる階級に対して何名ということを明確に今回させていただきました。またあと、第3条以降につきましては、いわゆる第3条改正前につきましては、消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の団員ということで、この団員ということを総称名、いわゆる団員だけでは何の団員かわかりませんので、それを消防団員という特定の総称名であらわすことによって条例が明確になるということを考えまして、このような改正をさせていただいております。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第60号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時26分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第4 議案第65号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○委員長(門田直樹委員) 日程第4、議案第65号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第4 号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の18、19ページをお開きください。

2款1項1目、防犯対策費について説明を求めます。

防犯安全課長。

〇防災安全課長(齋藤実貴男) 予算書の上段になりますが、細目080防犯対策費の防犯カメラ設置工事費につきましてご説明申し上げます。

今年度、地域見守りカメラ、防犯カメラを、JA筑紫向佐野支店付近の向佐野交差点に2台のカメラを街路灯に設置する予定です。設置場所につきましては、周辺地域の犯罪状況など筑紫野警察署から意見をいただきながら決定させていただきました。

また、補正予算書14、15ページの下段をごらんください。

今回の工事費につきましては、福岡県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金を活用するようにしており、歳入として性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金35万2,000円を計上しております。

以上、説明を終わります。

○委員長(門田直樹委員) 質疑はございませんか。

柳原委員。

- **〇委員(柳原荘-郎委員)** 設置場所の選考に当たって、筑紫野署のほうからのいろいろな指導というか、あったということですけれども、犯罪等々の発生がここら辺に集中しているというような事例があるかどうか、お尋ねしたいと思います。
- 〇委員長(門田直樹委員) 防災安全課長。
- ○防災安全課長(齋藤実貴男) 特にこの設置場所周辺につきましては、性犯罪として昨年9月に、これは私ども詳しくはわかりませんけれども、強制わいせつ関係の犯罪が起こっております。また、周辺に対しましては、いわゆる不審者の声かけとか、あと今年なんですけれども、6月、これはかなり離れておりますけれども、大佐野一丁目のところで痴漢行為とかが発生しているような状況です。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 済みません、私から。これは今お聞きして、約77万円で2台というこ

とで金額が、以前からずっと毎年この要望というのは、一般質問でもいろいろな議員からもあるわけですよね。もう少しどうにかならんかということで。年に1台というぐらいのペースで今まで進んできたんですが、単価、1台の単価がこんなに高かったかなと。2台で77万円やったのかなというふうな。設置の条件とか場所もあるかもしれんけれども、どうですかね、ここ数年で。

防災安全課長。

○防災安全課長(齋藤実貴男) 実は、私どものほうも、単価が下がらないだろうかということでいろいろ調査とかしました。実は、防犯カメラも特に室内用、例えば屋根があるところとか、雨風が直接当たらないようなところにつきましては、場合によってはカメラ自体1桁の金額、10万円以下とかで設置できるんですけれども、どうしても屋外の防犯カメラにつきましては、どうしても温度とか雨風をしのがなくてはいけませんので、どうしてもその容器とかが高くなるということで、そのようなことを全部含めて、また録画装置もやっぱり屋外に置きます関係上、単価がどうしても下がらないというような状況になっております。もちろん単価が下がれば、それを採用したいということで考えておりますけれども。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) わかりました。

よろしいですね。

質疑は終わりました。

次に、2款1項7目、公共施設整備関係費及び同項9目、財政調整基金費について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(高原 清) 2款1項7目、細目330公共施設整備関係費及び同項9目、細目 330財政調整基金費についてご説明いたします。

平成30年度決算におきまして実質収支が6億3,721万6,701円となり、このうちの3億円を今後の公共施設の改修等に充てるために公共施設整備基金積立金といたしまして、また1億円を財政調整資金積立金として積み立てるものでございます。

関連する歳入といたしまして、補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

20款1項1目1節前年度繰越金を4億3,558万3,000円増額補正し、6億3,160万円にするものでございます。

これによりまして、現時点においての基金の残高見込みでございますが、公共施設整備基金につきましては、予算ベースで9億6,633万450円、財政調整資金につきましては、予算ベースで32億2,482万3,586円となります。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **○委員長(門田直樹委員)** 2款1項7目、普通財産管理費について説明を求めます。 管財課長。
- **〇管財課長(柴田義則)** 細目991普通財産管理費118万4,000円につきまして説明させていただきます。

いきいき情報センターの1階店舗部分につきましては、利活用検討会議を立ち上げてさまざまな検討を行っているところでございますが、建物の賃料相場の把握と今後の検討結果により、店舗部分の建物賃貸借契約を行うこととなった場合は、新たな賃料を定める必要がありますので、建物の賃料の不動産鑑定料として118万4,000円の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

〇委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(門田直樹委員) 次に、2款1項10目、職員管理費について説明を求めます。
 総務課長。
- ○総務課長(川谷 豊) それでは、補正予算書18、19ページ、2款1項10目、991職員管理費、 14節使用料及び賃借料、人事給与総合システム賃借料の467万5,000円につきましてご説明いた します。

こちらは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の令和2年4月1日施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、今定例会で提案させていただいております条例等の例規整備にあわせ、人事給与総合システム賃借料につきまして補正予算をお願いするものでございます。

内容といたしましては、現在運用しております嘱託・臨時職員に対応した人事給与管理システムにかわり、会計年度任用職員制度に対応した電算システムを導入するためのパッケージ費用等の計上でございまして、来年4月からの運用開始に向け、給与支給設定等の準備を行っていくものであります。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(門田直樹委員) 次に、2款2項1目、ICT推進費について説明を求めます。 文書情報課長。
- **○文書情報課長(山口辰男)** 細目320 I C T推進費についてご説明申し上げます。

13節委託料、14節使用料及び賃借料につきましては、来年1月14日にWindows7のサポートが終了しますことから、Windows10への切りかえを行うに当たり、令和元年度予算におきまして当年度予算及び令和3年度までの債務負担をお願いしていたものでございます。

現在、Windows7は3GBのメモリーで稼働しておりますが、Windows10を現在のシステムの状況と同じように稼働させるには、少なくとも8GBが必要であることが判明いたしました。今年度の当初予算編成時には、業界内では5GBで稼働することが基準となっておりましたが、仮想基盤でのWindows10の普及が進むにつれ、容量不足によるシステムの不安定が問題となっていますことから、本市におきましてもメモリーを3GBから8GBに増設するものでございます。

現計予算では、3GBから5GBに増設する予算となっておりますことから、あと3GB分を追加し、今年度委託料208万5,000円、賃借料518万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

関連がございますので、補正予算書の6ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正でございますが、中段少し下の変更の欄でございます。シンクライアントシステム構築等関係費(Windows10対応)でございますが、令和2年度から令和3年度まで現予算では3GBから5GBに増設する予算となっておりますことから、あと3GB分を追加し8GBとすることに伴う債務負担額の増額変更でございます。当初予算でお願いしておりました額に対しまして、1,987万4,000円を増額し、5,242万3,000円に変更をお願いするものでございます。

補正予算書18ページ、19ページに戻っていただきまして、19節の負担金補助及び交付金の地方公共団体情報システム機構負担金、本年度予算額567万5,000円のうち558万5,000円が、通知により531万3,000円に決定しましたので、27万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。残りの差額9万円につきましては、人口割による負担金でございますので、変更はございません。

関連がございますので、補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節企画費補助金の社会保障・ 税番号制度システム整備費補助金でございます。ただいま説明いたしました地方公共団体情報 システム機構負担金の通知におきまして、あわせて国庫補助額が決定しましたので、その額 239万1,000円の増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 済みません、私から一、二点。

これは、まず14節の500万円あたりも説明ではわかるんですけれども、増設に伴うけれど も、これはしかしメモリー増設じゃなくて、機器の入れかえですよね。それともメモリーを増 設したんですか。

文書情報課長。

- **○文書情報課長(山口辰男)** こちらのほうにつきましては、内容の機器の入れかえ、8 G B に対応するためのプラットフォームや C P U 等の入れかえに伴う機器の入れかえに伴うものの賃借料等でございます。
- ○委員長(門田直樹委員) わかりました。簡単に言えばソフトとハードがパッケージ的に一緒になっているのかと思ったりするんですが、その中で5GBを想定しとったところが8GB対応ということで、もっと早くねという気もせんではないんですけれども、この場合、7から10になったということで、これインターフェースが物すごい違うんですよね。とすると、このシンクライアントにしろ、職員も皆10に対応しなければいけないわけですよね、ほとんどのがですね。と思うんですが、そのときの何か研修というか、これ実際大分慣れないと難しいかとも思うんですが、その辺はどうでしょう。

文書情報課長。

○文書情報課長(山口辰男) 確かにプラットフォームから、それからインターフェースから変わってくるものでございますので、そういったWindows10に慣れるための研修についても、しっかりと職員に向けた研修を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは、28、29ページをお開きください。

10款2項1目、小学校施設整備費及び10款3項1目、中学校施設整備費について説明を求めます。

社会教育課長。

〇社会教育課長(木村幸代志) それでは、10款2項及び3項1目の学校管理費の細目151小学校 施設整備費1,000万円、中学校施設整備費2,000万円についてご説明させていただきます。

まず、2項小学校費の小学校施設整備費1,000万円ですが、この補正予算は、今後も水城小学校の児童数及び特別支援学級の増加が見込まれることを考慮し、4数室分の仮設校舎設置が必要との判断に至り、この仮設校舎に関する附帯工事費を予算計上させていただいたものです。

また、これに関連しまして、債務負担行為補正6ページをごらんください。

6ページ上段の表の5段目になります。水城小学校仮設校舎賃借料1億800万円について説

明させていただきます。理由につきましては先ほどのとおりでございますが、水城小学校の仮 設校舎を5年間賃貸とするため、そのリース料を予算計上させていただいているところであり ます。

お戻りいただきまして、また28、29ページになりますが、中学校施設整備費の2,000万円について説明させていただきます。これは、学業院中学校及び太宰府西中学校につきましても、水城小学校同様に生徒数の増加、特別支援学級の増加等により教室不足が生じる可能性が高まり、仮設校舎の設置が必要との判断に至り、この仮設校舎設置に関する附帯工事を各校1,000万円の予算計上をさせていただきました。

また、これに関します債務負担行為として、再度お戻りいただきまして6ページになりますが、水城小学校の下ですね、学業院中学校及び太宰府西中学校仮設校舎賃借料として2億5,200万円について説明させていただきます。理由につきましては先ほどと同じでありますが、学業院中学校については6教室分の仮設校舎、太宰府西中学校につきましては4教室分の仮設校舎を、これもともに5年間の賃借とするため、そのリース料を予算計上させていただいておるところです。

なお、この工事につきましては、来年4月からの利用開始に向け、今日議会に提案させていただきまして、今後準備を進め、各学校との協議等を進めさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

〇委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

徳永委員。

- **〇委員(徳永洋介委員)** 少子化の折、学業院中と太宰府西中は生徒数増ということで、これはまだ続くんですかね。そういう計算みたいな、生徒数の読みというか、そういうことはできていますか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(鳥飼 太)** 学業院中学校におきましては、現在令和7年度までの予測ということで見ておりますけれども、令和6年度までは生徒数が増えるという見込みでございます。 以上でございます。
- 〇委員長(門田直樹委員) 徳永委員。
- **○委員(徳永洋介委員)** それともう一つ、学業院中は6教室で太宰府西中が4、水城小が4ということですけれども、どこに建てるんですか。場所というか。自分の頭で想像して、余り土地がないから、場所的な検討はされてあるんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(木村幸代志**) まだ学校のほうとはその辺の具体的な協議は始めておりません

が、議会へ提案してからと思っておりますので。ただ、おっしゃるとおり、かなり場所的には 学中も水城小も限られていますが、その中で1案、2案、ちょっと今内部のほうで検討してお りまして、その案を学校のほうに持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

神武副委員長。

- ○副委員長(神武 綾委員) 仮設校舎の賃借料が令和6年度までというふうになっているんですけれども、今学校施設については整備構想案の策定に向けて協議がされていると思うんですけれども、水城小と学業院中が老朽化が進んでいるので、早く対応をという中でやっていることとあわせて、この令和6年度までの賃借ということは、検討した上での令和6年までか。途中で改築とか建てかえとかというようなことが起こるということも想定されてはいるのかというところ、その辺の兼ね合いをちょっと教えていただきたいんですけれども。
- 〇委員長(門田直樹委員) 社会教育課長。
- ○社会教育課長(木村幸代志) 今その構想案もつくっておるところですが、先ほど学校教育課長が申し上げましたように、令和6年度までは生徒が増えていく関係で、もう差し迫って来年度教室が足りないという状況なもので、その構想案をもとに作成といって本格的な改築まで待てない状況がありますもので、目先のところ必要なもので、こういった仮設校舎を今回予定しているところでございます。
- 〇委員長 (門田直樹委員) 神武副委員長。
- **○副委員長(神武 綾委員)** ということは、この期間は令和6年までになっていますので、それまでは水城小、学業院中学校は大きく動くことはないというような前提で、この設定になっているんでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(木村幸代志)** 動かないということではございません。今の時点で動くということも言えませんが。とりあえず差し迫ってもう来年度からの校舎が足りないということで、今こういった予算要求させていただいておるところです。
- 〇委員長(門田直樹委員) 神武副委員長。
- **○副委員長(神武 綾委員)** 一応じゃあ、令和6年までという予定で今回上げられているという 解釈でよろしいですかね。

そして、さっき徳永委員も言われましたけれども、場所の問題で、さっきの計画の中でも水 城小学校の文化財ですかね、試掘調査も行うというようなことを以前おっしゃっていたと思う んですけれども、その辺の進捗をちょっと教えていただきたいんですけれども。このどこに建 てるかという問題にもかかわってくると思いますので、お願いします。

〇委員長(門田直樹委員) 文化財課長。

- **○文化財課長(城戸康利)** 学校の休みを利用して、確認調査ということで重機を持ち込みまして させていただきました。文化財が確認できないところも、大体あるとないという判断をするん ですが、文化財がなかろうというところが全体の約半分ぐらいありますので、その中で対応で きればいいんではないかとは文化財のほうは考えております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 神武副委員長。
- **○副委員長(神武 綾委員)** 調査をするとおっしゃっていた場所がありましたよね、250㎡とかといって。あの部分についてはもうされているんでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化財課長。
- **○文化財課長(城戸康利)** やっております。 以上です。
- 〇委員長(門田直樹委員) いいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは次に、10款4項4目、図書館管理運営費について説明を求めます。

文化学習課長。

〇文化学習課長(百田繁俊) それでは、細目130図書館管理運営費の18節備品購入費の補正額 31万円及びこれに関連いたします予算書16ページ、17ページに歳入予算で計上いたしておりま す18款1項3目1節社会教育寄附金の図書購入指定寄附31万円につきまして、あわせてご説明 いたします。

この31万円は、事業者及び市民の方からの図書購入指定寄附を図書購入に充当するものです。寄附の内訳につきましては、1件は例年寄附いただいております日之出水道機器株式会社様から30万円を、もう一件は市内の女性から1万円を、それぞれ図書購入費にということでいただいております。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、10款4項6目、大宰府跡等整備事業費について説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長(城戸康利) 説明いたします。238番、大宰府跡等整備事業費231万円についてです。13節委託料でございますが、文化財保存計画策定委託料として上げさせていただいております。場所につきましては、国史跡の観世音寺境内及び子院跡の中にあります、市指定の文化財にもなっております日吉神社というのが観世音寺の北側にあるんですけれども、日吉神社の

社叢というのが市指定文化財になっております。面積でいいますと2,432㎡になるわけですけれども、ここの社叢が非常に広がりまして、近隣に民家もありますことから、危険な状態も出てきておるということで、これを適正に管理するための保存計画をつくらねばならないということで上げさせていただいておるものでございます。

これにつきましては、歳入のほうをあわせまして16、17ページをごらんください。

これにつきましては、一部に教育費寄附金がありまして、史跡維持管理指定寄附というのをいただきました。これは41万2,000円でございますが、2件ございます。1件は、坂本八幡宮氏子会様からで30万円を受領いたしました。それからもう一件は、大宰府展示館に募金箱を置いとったわけですが、これが6月30日まで、有料化の前まで設置させていただきまして、来館者の方々から11万2,009円をいただいたものを、今回のこの委託料の中に充当するものでございます。

説明は以上です。

〇委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

済みません、私から1件。

ちょっと関連するというか、近くなもので同時に聞きたいのが、国分天満宮ってご存じと思いますが、全く同じような状況と私は思うんだけれども、木が大きくなって、石組み、道路の際のブロックがわりというか、石組みが大分もう壊れかかっていると。今コーンを置いて気をつけるようにということですけれども、車も何かちょっと通りにくくなって、それからまた子どもたちの通学路でもあるので、危険だけれども、いわゆる氏子さんたちではなかなか手がつけられんと。やるなら木も全部切り倒して大工事になるのかなというふうなところですが、こういうふうな件に関しては、ここだけじゃないんですけれども、所管としては何かお考えとかお持ちでしょうか。

文化財課長。

○文化財課長(城戸康利) 国分天満宮の件については聞き及んでおるところでございます。何とか文化財としてもしたいところではありますけれども、今回の日吉神社と違っとるところは、国分天満宮さんが今のところ国の国分寺という中の史跡地にはなっておりますけれども、天満宮さん自体が文化財の指定、何もないという状況で公費を出すというのが非常に難しいという状況にはなっています。ですから、国分天満宮もきちんと評価して、市指定の文化財になるとか、そういうことになると、この日吉神社と同じような取り扱いが今後可能になるとは考えております。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) わかりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書12、13ページをお開きください。

11款1項1目、普通交付税について説明を求めます。

経営企画課長。

〇経営企画課長(高原 清) 11款1項1目1節普通交付税1億901万5,000円についてご説明いたします。

地方交付税のうち普通交付税の額が35億3,901万5,000円との決定通知が本年7月23日付でございました。このため、地方交付税のうち普通交付税の当初予算額34億3,000万円との差額1億901万5,000円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、16、17ページをお開きください。

22款1項6目臨時財政対策債について説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(高原 清) 22款1項6目1節臨時財政対策債でございます。これにつきましては、地方交付税の代替財源といたしまして地方公共団体が発行する地方債でございます。この臨時財政対策債につきましては、後年度に地方交付税で100%措置されることとなっております。先ほどご説明いたしました地方交付税の交付額確定に伴いまして、発行可能額が8億1,774万7,000円に決定された次第でございます。したがいまして、当初の予算額8億2,800万円との差額の1,025万3,000円をこのたび減額補正するものでございます。

このことに関連いたしまして、7ページをお開きください。

第3表の地方債補正になります。今回の臨時財政対策債の額の確定によりまして、臨時財政 対策債の借入限度額を当初の8億2,800万円から、今回の決定額8億1,774万7,000円に変更す るものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で歳入の説明を終わります。

それでは、続いて第2表債務負担行為補正の審査に入ります。

補正予算書6ページをお開きください。

まず、追加事項のいきいき情報センター、市民図書館の指定管理料について説明を求めま

す。

文化学習課長。

〇文化学習課長(百田繁俊) それでは、第2表債務負担行為補正のうち、3段目、いきいき情報 センターの指定管理料、令和元年度から令和4年度まで2億4,594万円及び4段目、市民図書 館の指定管理料、令和元年度から令和4年度まで1億7,049万円について、あわせてご説明い たします。

これらの施設は、現在の指定管理の期間がいずれも平成29年4月1日から令和2年3月31日までの3カ年となっております。つきましては、期間終了後の令和2年4月1日から新たに3カ年の指定管理の協定を締結するに当たり、今年度中に手続を開始する必要がありますことから、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

説明は以上であります。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

- **○副委員長(神武 綾委員)** 指定管理の期間が恐らく3年になっているので、随意契約になるのかなというふうに思う、マニュアルから。以前一般質問で行いましたけれども、マニュアルの中では3年は随意選定というふうになっているんですけれども、今のこの時点で、その随意契約を行うというふうな決定はされているのかということをお聞きしたいんですけれども。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化学習課長。
- ○文化学習課長(百田繁俊) 指定管理者の指定につきましては、次回の12月議会で上程をする予定ではございますが、現在のところ現行の公益財団法人文化スポーツ振興財団による公募によらない選定という方向で決裁をいただいておるところでございます。
 以上です。
- 〇委員長(門田直樹委員) 神武副委員長。
- **○副委員長(神武 綾委員)** 事業者がどこになるかというのは別として、公募への移行ができないかというような検討を行うことということもうたってあるんですけれども、この点については検討はされたのかということをお伺いしたいんですけれども。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化学習課長。
- ○文化学習課長(百田繁俊) もちろん公募によらない方法をとるに当たりまして、施設ごとの検討を行いまして、まずいきいき情報センターにつきましては、とりあえず施設の老朽化が激しゅうございます。建物の施設としての機能をとりあえず維持するに当たりまして費用がかかってございますし、さらには1階部分の利用につきましてもまだ不透明な要素もございますことから、公募になじまないのではないか。

さらには、市民図書館につきましては、かねて課題となっております市の雇用する図書司書 と指定管理者が雇用する司書が同一の業務を今行っている状況がございます。それについて、 まずは一定整理をかけてからでないと、いきなり公募という形にはならないだろうというふうな判断をいたしましたので、今回の指定管理の更新に当たりまして、まずは市の司書と指定管理者の雇用する司書が同一業務にかかわらないような体制をまずつくるというところから改正を行いまして、その後、可能であれば公募ができる条件を整えていこうというようなことを検討いたしたところでございます。

○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

柳原委員。

- ○委員(柳原荘一郎委員) いきいき情報センターの管理料についてですけれども、契約を更新するに当たって、いきいき情報センターもスーパーの撤退等状況に変動があるんですけれども、そういった兼ね合いで管理料に何か大きな変更がある予定ではないですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化学習課長。
- **○文化学習課長(百田繁俊)** 次回の指定管理につきまして、いきいき情報センターの施設として の利用といいますか、どのような事業を行うかということにつきましては、現行と特段変わる ところはございませんので、現在の指定管理とほぼ同様の内容で、単価等は引き直した上での 設定をしているところでございます。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは次に、大宰府展示館、水城館、文化ふれあい館の指定管理料 について説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長(城戸康利) 6ページ、第2表の7段目、8段目、9段目であります。大宰府展示館につきましては、令和元年度から令和4年度980万7,000円、水城館につきましては、同じく年度で1,726万8,000円、それから文化ふれあい館につきましては、やはり同じ年度で1億6,185万円ということで、限度額の設定をお願いをするものです。

理由につきましては、いきいき情報センター、市民図書館と全く同じ理由でございます。 説明は以上です。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、北谷運動公園、歴史スポーツ公園、体育センター、大佐野スポーツ公園の指定管理料について説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長(安恒洋一) 追加事項下段4件についてご説明申し上げます。

現在の北谷運動公園、歴史スポーツ公園、体育センター、大佐野スポーツ公園それぞれの指定管理契約が本年度で満了となるため、令和2年度から令和4年度までの3カ年の指定管理者を本年度中に選定するためのものです。それぞれの限度額は記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

- **○副委員長(神武 綾委員)** 先ほどいきいき情報センターと市民図書館については課長のほうから詳しく説明いただいたんですけれども、今説明いただいた7件についても恐らく同じような流れだと思うんですが、この随意選定に決定した経過をホームページとか市民の方に公表するというようなことを行うという前提でよろしいでしょうか。その確認をお願いしたいんですけれども。
- ○委員長(門田直樹委員) この内容を。どなたに聞きたい。
- ○副委員長(神武 綾委員) 全体のこととして。
- **〇委員長(門田直樹委員)** ちょっと済みません、少し確認したいんですが、何ですか、この質疑とか資料とかこういう内容を公表ということですかね。何のこと。
- 〇副委員長(神武 綾委員) 選定に至った経過。
- ○委員長(門田直樹委員) 今のやりとり、選定に至った経過ね。
- **〇副委員長(神武 綾委員)** 選定とか、随意選定に至った経過。
- **〇委員長(門田直樹委員)** 今の説明ですね。会議録としてそれは公表されるけれども。
- **○副委員長(神武 綾委員)** 会議録ではなくて、指定管理に至った理由をですね。
- 〇委員長(門田直樹委員) わかりました。

いいですか、誰か。

経営企画課長。

〇経営企画課長(髙原 清) 全体ということですので、私のほうからご回答させていただきます。

この指定管理につきましては、先ほど百田課長からも説明がありましたが、12月議会のほうで上程をさせていただく予定としております。このたびの案件は債務負担の設定のお願いということでございますので、内容等に対しましては12月議会で改めて上程ということで、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 〇委員長(門田直樹委員) 神武副委員長。
- **○副委員長(神武 綾委員)** 私のちょっと言い方が悪かったかもしれませんけれども、決まった後、市民への公開ということは、ホームページなり市民の皆さんに公開するようなことを行うということでよろしいでしょうか。

- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- ○経営企画課長(高原 清) これまでは随意選定の経過というところについてのホームページでの公表というのはちょっとなかったということで、私は済みません、ちょっと記憶しておりますが、結果につきましては当然ながらホームページ等につきましては出していきますが、その経過の途中経過の理由等をどこまで詳細に出すかというのは、ちょっと今後検討をさせていただきたいと思います。
- 〇委員長(門田直樹委員) 神武副委員長。
- **○副委員長(神武 綾委員)** 済みません。マニュアルの中に、非公募の場合の手続の中に、市民 への情報提供とか、選定の客観性とか透明性の確保の観点から積極的に公表するというような ことが書いてありますので、ぜひその点に沿ってしていただきたいということをちょっとお伝 えしたかったので、検討をお願いしたいと思います。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。
- 〇副委員長(神武 綾委員) はい。
- ○委員長(門田直樹委員) それでは次に、一部事務組合関係として、筑紫野太宰府消防組合消防 施設整備事業債に関する5件について説明をお願いします。 防災安全課長。
- **〇防災安全課長(齋藤実貴男)** 6ページ下段の追加、一部事務組合関係をごらんください。

ここに記載の5件とも、筑紫野太宰府消防組合に関するものです。太宰府市と筑紫野市で筑 紫野太宰府消防組合の事業費及び経費について負担しております。今回、全国瞬時警報システ ム更新費用、県防災・行政情報通信ネットワークの再整備事業負担金、老朽化した水槽つき消 防ポンプ車及び救急車の入れかえに伴う車両購入費、高機能消防指令センター中間更新業務委 託費用に伴う起債の償還額が確定しましたので、太宰府市負担額について期間と限度額の債務 負担行為の設定をお願いするものです。

以上、説明を終わります。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(門田直樹委員) 以上で第2表債務負担行為補正の説明を終わります。

第3表地方債補正については、歳入のところで説明がありましたので、以上で説明を終わります。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第65号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時09分〉

~~~~~~ () ~~~~~~

# 日程第5 意見書第3号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

**〇委員長(門田直樹委員)** 日程第5、意見書第3号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を 求める意見書」を議題とします。

この意見書第3号については協議を行います。

ご意見はありませんか。

原田委員。

- ○委員(原田久美子委員) この意見書につきましては、私もいつも交通安全支援については考えているところでございますが、交通事故を未然に防げる内容になっておりますので、検討をするべきと考えまして、同様に賛成の立場で意見を言います。終わります。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。 徳永委員。
- **〇委員(徳永洋介委員)** ちょっと聞きたいんですけれども、僕は一般質問で2回ぐらい運転免許 自主返納制度をしたんですけれども、太宰府市は基本的には自主返納……。
- **〇委員長(門田直樹委員)** ちょっと待って。協議だから、ここはこの内容の協議ですね。
- 〇委員(徳永洋介委員) じゃあ、意見を。
- **〇委員長(門田直樹委員)** 意見書に対して、本会議での質疑というのが用意されとるんですが。 何か意見はどうですか。
- **〇委員(徳永洋介委員)** 意見。じゃあ、反対の立場で意見したいと思います。
- **〇委員長(門田直樹委員)** それは討論で。討論はこの後すぐやりますから。
- 〇委員(徳永洋介委員) 討論で。済みません。
- ○委員長(門田直樹委員) いいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

徳永委員。

# **〇委員(徳永洋介委員)** 反対の立場で討論したいと思います。

うちの車が高齢者の方での全損事故があったんですね、駐車場にとめていて。そのことで一般質問を2回ほどさせていただいたんですけれども、結局中古だから、保険に入っておられたんで、でも30万円ぐらいしか出ないわけですよ。新車を買ったほうが100万円、修理したら80万円ぐらい、それは出るんですけれども、結果的にうちは新車を買って、やっぱりちょっと安く新車を買ったと考えるべきかどうかわかんないんですけれども。そういうことで保険の方と話していて、まだいいと。任意保険に入ってられない高齢者の方が多いという。

運転免許自主返納制度も大事なんだけれども、高齢者の方についてやっぱりもっと、例えば 北谷とかお住まいの方にその話すると、俺らが免許ないとどうするんかい、生活手段がと。や っぱりその辺のところで不安持ってあるし、また高齢者が働かなければいけない現状が実際あ るやないですか。この免許だけじゃなくて、やっぱりその辺の全体的な部分で考えていかない と、うまくいかないような気がするんですよ。もちろん認知症とかいろいろな判断するための 活動も十分やっていかなくちゃいけないんだけれども、免許だけに絞って国に対してじゃなく て、国にもっと高齢者の方に対しての生活支援というか、そっちのほうを重視してやっていか ないと、僕としては根本的解決にはならないと考えていますので、反対の立場で討論します。

### ○委員長(門田直樹委員) 賛成討論はございませんか。

柳原委員。

### ○委員(柳原荘一郎委員) 賛成の立場です。

本来、交通弱者であるはずの高齢者が加害者になってしまうということで、矛盾を感じるんですけれども、これから高齢者がますます増える中で、やはりこうした事故、被害者も加害者も減らすためのルール等の見直しというのは早急に必要だというふうに思いますので、意見書を提出することに賛成したいと思います。

○委員長(門田直樹委員) ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

### 〇委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

したがって、意見書第3号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書」については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前11時13分〉

**〇委員長(門田直樹委員)** 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

**〇委員長(門田直樹委員)** ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長(門田直樹委員)** 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求 書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

〇委員長(門田直樹委員) これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時15分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc$

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年11月19日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹